社会福祉法人　新光会

役員等報酬規程

(目的及び意義)
第１条　この規程は、社会福祉法人新光会(以下「この法人」という。)の定款第９条

及び第２３条の規定に基づき、役員等（理事、監事、評議員、評議員選任・解任委

員）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとこ

ろによる。
　(1)役員とは、理事、監事をいう。
　(2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

 　 常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

　(3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
　(4)評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

(5)評議員選任・解任委員とは、定款第６条に基づき置かれる者をいう。
　(6)報酬とは、社会福祉法第45条の35第１項で定める報酬、賞与その他の職務執行

 の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の額の算定方法)
第３条　非常勤役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬は、別表１とする。

２　理事長が、法人及び施設の運営のための業務に対して、別表２に定める額を支給

する。期末手当については、当法人の給与規程に準拠して支給する。

(報酬の支給日)
第４条　理事長の報酬等(旅費を除く。)は、毎月２０日に支払うものとする。

　なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

２　非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬は、会議出席などの

業務の都度、支給する。

(報酬等の支給方法)
第５条　報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同

　意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)
第６条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の

基準として公表する。

(改廃)
第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)
第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に

定めるものとする。

附則

この規程は平成２９年６月２１日から施行する。

この規程は平成３１年４月１日から適用する。

別表１（非常勤役員、評議員および評議員選任･解任委員の報酬）

（１）理事（職員を兼務しない者）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　　額 |
| 理事会等会議への出席 | 10,000円＋源泉所得税 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 10,000円＋源泉所得税 |

（２）監事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　　額 |
| 理事会、監事監査等会議への出席 | 10,000円＋源泉所得税 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 10,000円＋源泉所得税 |

（３）評議員

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　　額 |
| 評議員会等会議への出席 | 10,000円＋源泉所得税 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 10,000円＋源泉所得税 |

（４）評議員選任・解任委員（職員を兼務しない者）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　　額 |
| 評議員選任・解任委員会への出席 | 10,000円＋源泉所得税 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 10,000円＋源泉所得税 |

別表２

理事長の報酬（職員を兼務しない場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 金　　　　額 |
| 理事長 | 月額　　　１２０，０００円 |